

令和6年度(2024年度) 高等学校等給付奨学生募集要項

1. 主催
公益財団法人 日本教育公務員弘済会北海道支部
2. 後援
文部科学省
3. 推薦(応募)資格
北海道内の高等学校等(高等学校定時制課程、同通信制課程、中等教育学校の後期課程、並びに特別支援学校の高等部、高等専門学校、及び本会が特に認める学校を含む)に在学し、北海道内に居住する生徒とする。
4. 推薦(応募)条件
修学意欲がありながら、学資金の支払いが特に困難と認められる生徒で、校長の推薦を受けた生徒であること。
また、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校においては、前期の評定平均値が3.5以上であること。
なお、生徒・親権者からの申請は受け付けない。他の奨学金との併願は可能。
5. 募集対象及び募集人数
(1) 募集対象は第1学年(中等教育学校第4学年)、募集人数は100名程度を予定。
(2) 1校につき候補者は1名とする。
※ 同一高等学校の全日制課程と定時制課程は、それぞれ候補者1名を推薦できる。
※ 特別支援学校の分校は1校とみなし、候補者1名を推薦できる。
6. 給付金額及び奨学金送金時期
(1) 30万円又は15万円を100名程度に給付する。返還不要とする。
※ 申請金額は30万円として申請していただきます。
(2) 給付金の振込は奨学生名義の口座に12月上旬を予定。
7. 申込(申請、応募)期限
令和6年9月1日(日)～令和6年10月16日(水) ※消印有効
8. 提出書類 各1通
(1) 給付奨学生申請書(給奨学様式1)
(2) 家庭状況書
(3) 高等学校等給付奨学生自己推薦書
(4) 高等学校等給付奨学生推薦書(校長の推薦書)(給奨学様式4)
※ 評定については、高校入学後(1学期または前期)の評価を記入してください。
※ 特別支援学校にあっては、評定平均値(5段階平均)の記載は不要です。
(5) 保護者等親権者の収入に関する証明書
※ 源泉徴収票や市区町村発行の所得証明書等いずれも直近のもの(コピー可)
(6) 誓約書
9. 奨学生の採用決定等
令和6年10月下旬の教育振興事業選考委員会の審議を経て、北海道支部長が公益財団法人 日本教育公務員弘済会(本部)に推薦し、理事長が決定する。結果については、在籍する学校長を通じて本人に通知する。
10. 届出事項
奨学生が、次の事項に該当したときは、給付奨学生、又は親権者は、給付奨学生異動報告書(様式10)を届けるものとする。
(1) 給付奨学生が休学、復学、転学、留年、退学、留学したとき
(2) 給付奨学生が停学その他の処分を受けたとき
(3) 給付奨学生が死亡したとき
(4) その他、奨学生の氏名・住所・親権者等の変更があったとき
11. 給付金の返還
奨学生が次の事項のいずれかに該当したときは、既に給付した給付奨学金の全額又は一部を返還するものとする。
(1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき
(2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき
(3) 休学、転学、留年の理由が奨学生として適当でないとき
(4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
(5) その他、奨学生として適当でないと判断されたとき
12. 書類提出先
〒060-0061
札幌市中央区南1条西8丁目1番地1 クリスタルタワー 12階
公益財団法人 日本教育公務員弘済会北海道支部
TEL 011-241-9453 FAX 011-241-0756

※ 個人情報の取扱いについて
給付奨学生申請書等にご記入いただいた個人情報は、この事業の運営のためにのみ利用します。